

消費者教育資料貸出事業実施要綱

1 事業趣旨

市民の消費生活の安全及び向上を図ることを目的として鳥取市消費者行政基本方針に基づき消費者教育資料貸出事業（以下「資料貸出」という）を実施する。

2 事業内容

資料貸出は、対象団体等からの申込みに基づき、次に掲げる鳥取市消費センター（以下「センター」という。）が所有する資料を貸出し、消費生活に関する情報の提供等により消費者教育を推進する。

- (1) 消費者啓発DVDソフト
- (2) DVDプレイヤー、モニターテレビなどのDVD上映用の機器
- (3) 消費者啓発パネル
- (4) 案内用看板、イーゼル、パーテーションなどのパネル展示用の付属品
- (5) その他消費者教育に関する資料

3 対象団体等

資料貸出は、市内の自治会、地区社協、公民館、老人クラブ、婦人会、PTA等の団体、事業所及び市民グループを対象とする。

4 貸出期間等

資料貸出の期間は、原則として2週間以内とする。ただし、他の申込みにより対応できない場合等は、別途日程等について調整を行うものとする。

5 経費等

資料貸出に要する経費は無料とする。ただし、貸出に関する通信運搬費用は申込み団体が負担するものとする。

6 申込み方法等

資料貸出を希望する団体等は、消費者教育資料貸出申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、貸出希望日の2週間前までに持参、郵送、FAX、又は電子メールのいずれかの方法によりセンターに申し込むものとする。

7 貸出の決定等

資料貸出の申込みがあったときは、センターは日程等を調整し、速やかに申込み団体等に結果を連絡するものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか資料貸出に関し必要な事項は、センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

鳥取市消費者教育資料貸出申込書

年 月 日

(申込先) 鳥取市消費生活センター所長 様

(申込者) 団体名又は代表者氏名 _____

住所 (〒 -)

鳥取市

(連絡先 / 職場・自宅) 氏名 _____

電話 _____

FAX _____

貸出希望期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
実施会場	施設の名称 _____ (階・会議室) 住所 鳥取市 _____ 町 _____		
イベント等の名称など		主催者	
資料名	(1) DVDソフト 計 _____ 枚 (貸出用No. _____) (2) DVDプレイヤー (1台) (3) モニターテレビ (1台) (4) 巡回パネル 計 _____ 枚 (貸出用No. _____) (5) 巡回パネル展案内用看板 (1枚) (6) 巡回パネル立て (イーゼル) _____ 個 (最大16個) (7) 巡回パネル展用ベルトパーテーション _____ 個 (最大7個) (8) その他資料 (_____) _____ 個		

※ (1) ~ (8) において、借用する資料に該当する番号を○で囲んでください。

※以下、申請時に記入不要

【貸出時】

上記借り受けました。

《受取者》

所属等	氏名	連絡先	備考

貸出確認者 _____ 印

【返却時】

上記返却しました。

《返却者》

所属等	氏名	連絡先	イベント等参加者数	備考
			約 名	

返却確認者 _____ 印